

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届
出区域の指定

環境管理課

○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 公共測量の実施
○ 公共測量の終了

監理課

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

浅口市金光町八重三一七番

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和七年十月二十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
道一般国	四八二号	真庭市蒜山上徳山字雨石九九四番二地先から 真庭市蒜山上徳山字内海口井手ノ上九八四番 一地先まで	令和七年十 一月二十五 日

〔五二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区御津国ヶ原地内	測量区域
公共測量（UAVレーザ測量）	測量の種類
令和七年十一月十三日から令和八年三月八日まで	測量期間

〔五二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 真庭市蒜山下和地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年十月三十一日	終 了 年 月 日